平成２１年（フ）第７４９号
さいたま市岩槻区東岩槻４―10―３　グランハイム東岩槻Ｂ102、住民票上の住所神奈川県茅ヶ崎市甘沼120番地
債務者　秋元　雅光
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第８１７号
さいたま市南区辻２丁目11番７号　長谷川アパート102
債務者　平野　　竜
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第８４４号
さいたま市見沼区春野２丁目４番５―501号、住民票上の住所さいたま市見沼区春岡３丁目51番地５
債務者　高橋　　厚
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第８４５号
さいたま市見沼区春野２丁目４番５―501号
債務者　高橋　直美
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第８６２号
さいたま市浦和区針ヶ谷４丁目１番１号２―1408
債務者　佐藤　優子
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第８９８号
埼玉県加須市大字水深804番地３
債務者　下関奈津美
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第９００号
さいたま市浦和区瀬ヶ崎３丁目15番21―304号
債務者　栗原　　澄
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第９１８号
埼玉県南埼玉郡宮代町和戸１丁目８番33号メゾンベルジュール101号
債務者　万月　紳雄
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第９７２号
さいたま市西区大字植田谷本137番地１　加茂川団地10―401
債務者　内田　知美（旧姓横山）
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第９７３号
さいたま市大宮区大成町３丁目187番地
債務者　吉岡　　尚
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第９９７号
埼玉県新座市中野１丁目７番10号
債務者　田中　成佳
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１０４７号
埼玉県上尾市大字原市3525番地１　フジハイム102、住民票上の住所埼玉県桶川市下日出谷西３丁目８番地の１
債務者　和久津真澄
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１０４８号
埼玉県上尾市大字原市3525番地１　フジハイム102
債務者　佐野　明子
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１０４９号
さいたま市見沼区東大宮５丁目52番地４　ロイヤルハセガワ102
債務者　町田　基樹
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１０８５号
さいたま市中央区本町東１丁目４番11号
債務者　丸山　智子
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１０９６号
さいたま市西区三橋６丁目1365番地
債務者　鈴木　憲子
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１１３０号
埼玉県鴻巣市吹上本町２丁目20番18号
債務者　星　　静子
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係